

平成30年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成30年12月4日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 常任委員会議案付託
 - 第 3 常任委員会請願付託
 - 第 4 常任委員会陳情付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
 - 追加日程 議案第7号直接審議（先議）
 - 日程第 2 常任委員会議案付託
 - 日程第 3 常任委員会請願付託
 - 日程第 4 常任委員会陳情付託
-

出席議員（19名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
5 番	高 橋 秀 典	6 番	米 本 弥一郎
7 番	有 田 恵 子	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保
13 番	島 田 和 雄	14 番	平 野 忠 作
15 番	伊 藤 房 代	16 番	向 後 悦 世
18 番	木 内 欽 市	19 番	佐久間 茂 樹
20 番	高 橋 利 彦		

欠席議員（1名）

説明のため出席した者

市 長	明智 忠直	副 市 長	加瀬 正彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行 政 改 革 推 進 課 長	小 倉 直 志	総 務 課 長	飯 島 茂
企画政策課長	阿 曾 博 通	財 政 課 長	伊 藤 憲 治
税 務 課 長	石 毛 春 夫	市 民 生 活 課 副 課 長	渡 邊 典 子
環 境 課 長	井 上 保 巳	保険年金課長	遠 藤 茂 樹
健康管理課長	木 内 喜久子	社会福祉課長	角 田 和 夫
子 育 て 支 援 課 長	小 橋 静 枝	高 齢 者 福 祉 課 長	浪 川 恭 房
商工観光課長	小 林 敦 巳	農水産課長	宮 内 敏 之
建 設 課 長	加瀬 喜 弘	都市整備課長	鵜之沢 隆
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会 計 管 理 者	松 本 尚 美
消 防 長	川 口 和 昭	水道課副課長	多 田 一 徳
庶 務 課 長	栗 田 茂	学校教育課長	佐 瀬 史 恵
生涯学習課長	高 安 一 範	体育振興課長	花 澤 義 広
監 査 委 員 事 務 局 長	伊 藤 義 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	赤 谷 浩 巳

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 矢 淳	事 務 局 次 長	池 田 勝 紀
---------	-------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（島田和雄） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（島田和雄） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第7号までの7議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

ここで執行部に申し上げます。議案第1号の質疑の通告によりますと、質問項目が多岐にわたっておりますので、質問項目の順番どおりに答弁をしてください。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、議案のご質疑申し上げます。

11ページ、社会資本整備総合交付金について伺います。これは今回、補正前の額が3億6,000万円から2億1,000万円と大幅に減額をされております。この理由をお聞きいたします。

○議長（島田和雄） 続けて3項目。

○18番（木内欽市） 続けてやっちゃっていいですか。

○議長（島田和雄） 3項目続けてやってください。

○18番（木内欽市） ああ、すみません。それと、じゃ、26ページです。体育施設費、エアコンの設置ですか、これが結構大きな金額を設置してありますが、教室にあるということですが、教室は幾つの教室に設置するのか。

最後に28ページ、体育館改修工事についてです。これも屋根の工事費ということですが、3億円ちょっとであります。どのようなあれでこのような金額になるのかお尋ねいたします。

以上です。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、P11の社会資本整備交付金についての減額の理由ということですので、お答えいたします。

まず、補正予算書のP11、土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金の減額の内訳であります。旭中央病院アクセス道及び飯岡海上連絡道の道路新設改良費が、要望額1億5,400万円に對しまして交付金額が3,116万6,000円の1億2,283万4,000円の減です。それと、道路維持費が、要望額3,355万円に對しまして交付金の配当がありませんでした。それで3,355万円の減です。併せて、冠水対策排水整備事業の要望額が5,500万円、これは事業が対象外となったためでございます。それらをトータルで合わせますと、2億1,138万4,000円の減額となったものでございます。

交付金額が減額となった理由でございますが、交付金の減額については、通常の道路改良事業や舗装等修繕事業は、全国的にも要望が非常に多く、国の予算額を大きく超えていることから、配当額が減になったものでございます。併せて、冠水対策の整備事業につきましては、県の指導によりまして事業対象外になったものでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 予算書の26ページ、小・中学校の施設改修事業の中のエアコン設置についてということで、教室数は幾つになるかというところでございます。

教室につきましては、児童・生徒が利用する小・中学校全ての普通教室及び特別教室等への設置を考えております。普通教室は、総数230室のうち既に設置済みの特別支援教室4室を除く、現在未設置の教室合計226室に設置予定です。

また、特別教室等は、総数241室のうち既に設置済みのコンピューター室等61室を除く、現在未設置の教室に、小学校1教室の更新を含めて181室へ設置予定です。合わせて407室を予定しております。

○議長（島田和雄） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、総合体育館の工事費3億円の内容はというご質問でございました。

総合体育館のまず改修内容なんですけれども、外壁につきましてはひび割れが約1,113メ

ートルほどあります。その辺の改修と、あと外壁周りの建具の改修、これが17か所ほどありまして、これも改修する予定であります。それと、屋根につきましては、経年によりまして屋根がステンレス溶接鋼板になっております。この張り合わせ部分の防水シートが経年劣化しているということで、今現在雨漏りがしているという状況でございます。そういったことで、工事としましては外壁工事、それと屋根の改修工事、それと建具の改修工事、あと仮設工事としましては、足場工事等があります。そういった内容で、金額がちょっと大きくなっているのかなということでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 社会資本整備総合交付金、これについては、要するに国のほうがお金が無くなったから減額というような、手っ取り早い理解が、そういう理解でいいんでしょう。

そうすると、よく皆さん方がおっしゃいますが、蛇園連絡道もよくこれを使いますね、今お答えがありましたけれども。その時には有利な財源を使うからと、いつも説明なんです、こういうことで大きく減額、これからもあり得ると思うんですよ。ですから予算編成の時に、我々の説明のときには有利な財源と言っておいて、いざこうなったら大幅に減額と、これからもこういうことはあるんじゃないでしょうかね。どうお考えですか。

まあ、一般質問でないから、あまりそういうことは質問できませんけれども、こういうことを注意してこれからは予算を組んでいただきたいと、このように思うわけであります。非常にこれ、こちらからは減額されたら困るなんて言っても駄目なんでしょう、無理なんでしょう、もう。あくまでも国から言われたらそれに従うということなんでしょう。

（発言する人あり）

○18番（木内欽市） それと、エアコンね、すみません。エアコンが全部で10億円ぐらいになりますよね。お隣の匝瑳市は普通教室だけだというような新聞報道で見たような気がするんですが、部屋数が多くてもいいんですが、1基に約250万円、ちょっと値段が物すごい高いような気がするので、納得できないと私らが説明も市民にできませんから、賛成するわけにいかないんでね、その説明を求めます。

それと、最後の体育館の改修工事、これも屋根の改修で我々3億円というとびっくりしちゃうんですよ。小さい体育館、建ちますよね、小学校ぐらいの体育館。どうしてこんなに金額が莫大になっちゃうのかお尋ねいたします。

○議長（島田和雄） 木内議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 交付金が国がなくなったということでございます。

全国的に、社会資本の交付金につきましては要望が多いということで、国のほうも平準化というかそういう交付金をつけているのかなというふうに思っております。いずれにしましても、平成31年度から蛇園の工事につきましては、軌道横断の工事が入ります。そういったことで大幅に事業費が増えます。そうしたことで、国や県に対して、満額の配当が得られるように、強く要望しておりますので、その辺のところでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 1 基当たりの設置の金額の根拠といいますか、高いということで。

現在1室当たり、単価を240万円掛ける消費税ということで見込んでございます。この設置に当たりまして、エアコン本体の設置だけではなく、電源の高圧受電設備の容量も不足いたしますので、そういう工事も設置に伴いまして必要となりますので、この金額になってしまうということでご理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、総合体育館の屋根の改修だけで3億円もなぜかかるのかというご質問にお答えいたします。

工事内容は先ほども申し上げましたけれども、屋根の改修工事と外壁の改修工事、あと建具の改修工事と足場工事という、大きくはこの四つの工事があります。ちょっと金額の詳細はあまり、発注前ですから差し控えさせていただきたいんですけれども、おおむね外壁の改修工事だけでだいたい60%ぐらいを今占めております。

どうして高いかということなんですけれども、屋根の改修方法なんですけれども、今既存のステンレス溶接鋼板、これが一番上に屋根がかぶっているんですけれども、その下地にあります防水シートが経年劣化しているということで、今回は既存の屋根に新しいポリエチレンのシートをかぶせるという工法でやっています。これが総合体育館、デザインが丸型のドーム型に近いデザインになっておりますので、そういった形状からも、使用する材料が限られてしまうということもありまして、ちょっと単価的に高くなってしまっております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ぜひ、この社会整備総合交付金については、ただいまおっしゃったよ

うに満額得られるように、毎回毎回議会でこういう説明をしているんですよと、議会から反発が出ちゃいますよと言って、努力してください。だってそうなんですから。こういう有利な財源があるから理解してくださいよと、ずっと今までそういう説明をもう10年以上してきているわけですからね。ここへ来ていきなりカットになって、はい、そうですかというわけにもいかないでしょうから、それはよく言ってください。

それと、エアコンなんですけど、当然これ、交付税措置されると思うんですが、この後の維持管理費ですか、電気代だとかそういうのはどうなんだろうかな。これは全部市の持ち出しになるんですか。

それと、最後の体育館の工事ね。屋根が特殊だからって、だいたい分かりました。言わんとすることは、これから建てる、これは関係ないですけども、議案質疑でありますけれども、こういうことを言っちゃいかんでしょうが、建物もあまり豪華に建てて、後でそうやって改修費がかかるというようなのはやはり考えないと。建てたからいいじゃないんですよ。いつも言いますが、こういうやつは建てたら壊すまで、建てた金額の4倍から5倍、維持管理費がかかるんですよ。そこを念頭に置いて、執行部の皆様もお考えをいただきたいと、このように申し上げます。

以上です。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 木内議員のとおりでございます。県、国に対しまして、要望額が満額得られるように、しっかり要望してまいりますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） エアコン設置後の維持管理費、電気代は市の持ち出しかというところでご質問ございまして、設置後に発生します電気代につきましては、現状では市の負担となります。今後の国からの財政措置については、今のところ示されてはございません。維持費についても同様でございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 3番目は回答なしで。

○18番（木内欽市） はい、いいですよ。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の質疑を終わります。

続いて、高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） 発言許可をいただきましてありがとうございます。それでは2点ほど質問させていただきます。

まず1点目、補正予算書の5ページになりますが、新庁舎建設に関する継続費という部分があります。新庁舎は公園と一体となって防災拠点としての機能を有するという点においてこれが大きな特徴となっており、またこの場所に建設するメリットであると、そのように認識しております。これまでの全員協議会等の説明で、庁舎の耐震性やまた液状化対策等については説明を受けてきているところであります。それも承知しております。

その中で、いざ大地震等の発生の際に、庁舎につながるライフラインはどのようなものか。庁舎が無事であっても、防災拠点としての機能を果たしていくためには、やはり強靱なライフラインの確保が重要であると考えます。特に水の確保についてどうなるのか。耐震性を考慮した庁舎周辺の水道管の整備についてどのように予定しているのかお伺いします。

2点目ですが、今、木内議員からもありましたが、28ページ、体育施設費のうち、体育館改修に係る3億114万8,000円についてであります。

今回の工事が必要になった背景についてですが、以前から雨漏り等があったということは伺っております。そんな中で、ちょっと素人考えなんですけれども、やはり金額が雨漏りを解消するには高いなというような印象も受けますので、雨漏りに対する部分的な工事ではなくて全体的な工事が必要となった背景について、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは私のほうから、5ページですか、1点目の継続費、特に水の確保とライフラインといったようなご質問についてお答えをさせていただきます。

平成31年度に予定をいたします水道工事につきましては、本管の布設工事費として1,800万円を予定しているところでございます。布設場所は、八銚線沿いのファミリーマートの十字路から新庁舎出入り口の予定地までの約160メートルで、口径は200ミリを予定しているところでございます。

使用部材につきましては、耐震性のある継ぎ手を用いまして、管の材質は通常の管よりも強度が高く、耐久性のある鋳鉄管、ダクタイルと言うそうでございますが、そのような管を使用いたしまして施工を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、総合体育館の改修工事の中で、屋根全体的な改修が必要となる背景はというご質問に対してお答えいたします。

メインアリーナ、サブアリーナの雨漏りにつきましては、シーリング工事等を行ってまいりましたけれども、まだおさまっていない状況でございます。建築士とも協議をしましたが、現行の屋根仕上げの、先ほどもご説明しましたけれども、ステンレス溶接鋼板の張り合わせ部分の防水シートの劣化、これが原因だろうというふうに、そういった調査報告がございました。ステンレス溶接鋼板の下地材である防水シートの張り替えの時期でもあるのかなということで、部分補修ではなくて、全体的な補修が必要なのかなと。

それで、今回の改修ですけれども、カバー工法でポリエチレンシートというものを周りに覆うような形になります。こちらは、おおむね耐久年数が30年程度というふうに言われておりますので、これによりまして、現状のステンレス材の張り替え及び下地材の張り替えが必要なく、さらに耐久年数が長くなるというような仕上げになりますので、そういった理由で今回屋根の改修工事を計画いたしました。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） 新庁舎に引き込む水道管に関しては、耐震性のあるものということで理解いたしました。これ、関連しての質問ということになってしまいますけれども、新庁舎は災害への対応力が優れたものになると思います。そして有事の際には、庁舎、公園だけではなくて、避難所になります総合体育館ですとか給食センターですとか、そちらの西側エリアとも、そういった拠点とも連動して機能していくことになると思うんですが、現庁舎から西側というのが、特に水道管に関して耐震性が低く口径も小さいと、細いというふうにも聞いています。

災害に強いまちづくりという観点で、庁舎の防災機能等、今後そういったことも一体的に進めていくと思いますが、関連しての質問になってしまいますが、この点、現状がどうなのかお伺いしたいと思います。

また、体育館のほうの改修工事ですけれども、部分的な補修ではもう追いつかない状況であるということで、また、耐用年数が30年ということで、それ以後は少なくとも雨漏りに関する工事補修というのは、30年間必要がないというふうに考えていいのか、確認させてください。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

水道課副課長。

○水道課副課長（多田一徳） 水道課のほうから、布設してあります水道管の耐震性についてお答えさせていただきます。

給食センターや総合体育館周辺の水道管につきましては、昭和58年、59年ごろに布設された水道管で、耐震性能を満たしてはおりません。水道管の法定耐用年数は40年となっておりますが、平成30年から順次耐用年数を超えることになります。耐用年数を過ぎても十分使用できるものと考えておりますが、これらの水道管につきましては、今後、更新が必要となります。

水道管の更新による耐震化につきまして、現在進めております長期計画、水道事業ビジョン・耐震化計画等の策定において、災害対策として避難所等重要給水施設への水道管や耐震性能の低い水道管を優先的に、また、将来の水需要を見据えた計画を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、総合体育館の改修工事の中で、今後30年間は補修しなくてもよいのではないかというご質問でございます。

30年というのはおおむね30年ということですので、その間改修工事がいいのかというふうに言われますと、それはなかなかないと言いきれないと思いますけれども、今だいたい建築後21年たって、実際は十五、六年後には雨漏りが発生していたんですけれども、30年よりも早い時期にひよっとしたら出る可能性もありますので、補修しなくてもいいかということとはなかなかちょっと、ここでは回答は難しいところです。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） 今回補正とは若干離れてしまいましたが、関連しますので伺ってみました。庁舎のみならず各重要拠点のライフラインの維持というのは、今後のまちづくりの観点から、今後の整備をしっかりと進めていただければと、そのように思います。

また、体育館のほうですが、そうしますと、確約は難しい、地震等があった際とかそういった想定外もあると思いますので、難しいのかと思いますが、今回の工事は雨漏り対策ということだけでなく、施設の長寿命化というふうに判断、受け取ってよろしいのでしょうか。

それだけお伺いします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、体育館の長寿命化ということに対してお答えいたします。

今回、屋根のカバー工法、これをやることによりまして、先ほども申しましたけれども、おおむね30年間は、これは実績ですので、おおむね30年間は雨漏りはもつだろうと。

あと、外壁ですけれども、外壁は現状の外壁塗装ですと、耐久年数が8年から10年と言われておりました。現在もう21年たっているんですけれども、そういった耐久年数を越えたということで、ひび割れ等が発生しているという状況で、今度設計に盛り込んだ、塗料というんですかね、塗装剤につきましては、20年一応もつものにしておりますので、これによりまして長寿命化が図れるものと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の質疑を終わります。

続いて、片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） おはようございます。最初に22ページ、6款1項3目の農業振興費の中の農業災害対策支援事業についてです。台風被害の支援事業と聞きましたが、台風の被害総額と、被害戸数をお聞かせいただきたいと思います。

次に、26ページの10款2項と10款3項の施設改修事業、先ほど木内議員のほうからもありましたけれども、全ての教室に設置する、全部で407室に設置するというような答弁がありましたけれども、工事期間はどのぐらいになるのか。

あと、資金といたしまして、財源の地方債の種類についてお尋ねいたします。それと、常に言っている、合併特例債ですか、という有利な資金があるのに、なぜそれを使わないで地方債を使うのかというところを質問いたします。

以上で議案質疑は終わりといたします。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、22ページの農業災害対策支援事業につきましてご回答申し上げます。

こちらは、9月30日から10月1日にかけてまして台風24号による市内の農業被害金額は、10

月1日現在で1億7,300万円でした。

先ほど、被害の戸数ということでございましたが、戸数のほうが把握できておりませんので、被害件数ということでご回答申し上げたいと思いますので、よろしくお願いします。被害の件数ですが、まず農作物のほうは、被害面積のほうは67ヘクタールで、被害金額が1億3,700万円でありました。農業用施設のほうの被害件数は133件で、被害金額は3,600万円でした。

以上です。

○議長（島田和雄） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 26ページの小・中学校のエアコン設置についてでございまして、工事の期間はというご質問でございました。

工事の期間につきましては、今補正後に設計業務を発注いたしまして、5月末までに完了を考えております、設計のほうですね。工事は約6か月を見込んでおります。各学校によりまして状況はさまざまでございます。空調機メーカーの供給体制も懸念されますが、できるだけ早期の設置完了を目指してまいりたいと考えております。設計が早期に完了した場合には、なるべく早い工事発注を目指していきたいというふうに考えております。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） エアコンの設置の事業について、財源というお尋ねがございましたので、財政課からお答え申し上げます。

まず、この財源でございますが、国庫補助がございます。国庫補助につきましては、3分の1の国庫補助がございます。その国庫補助の残りの分につきまして、地方債という財源になってまいります。地方債につきましては、名前は学校教育施設等整備事業債ということで、充当率100%でございます。ちなみにこの起債でございますけれども、今臨時国会のほうで提案されています起債が拡大されたということに基づいて、100%になるものでございまして、100%起債を借りたものに対して地方交付税が60%算入されるという、こういった種類のものでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 最初に、農業災害対策支援事業についてですけれども、農家、野菜のほうですか、103件というお話ですけれども、施設のほう、ハウスのほう103件ということなんですけれども……

(発言する人あり)

○1番(片桐文夫) 133ということなんですけれども、その被害戸数に対してどのような支援を行ったのか伺いたします。

また、エアコン、小学校施設改修事業のことにつきまして、観点をちょっと変えまして、千葉市ではエアコンの設置がされるまでの間、小・中・特別支援学校の夏休みを延長するという、10月の千葉市教育委員会定例会におきまして、学校管理規則の一部を改正する議案が可決されましたが、本市の対応はどのようなになるのか伺いたします。工事期間、5月から6か月ということですよ。ということなんですけれども、本市ではどのような対応をとるのか、伺いたします。

○議長(島田和雄) 片桐文夫議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長(宮内敏之) それでは、どのような支援が行われるのかというようなことで、ご説明させていただきます。

国のほうは、台風24号によりまして被災した農業者の経営再建のため、負担軽減を目的として、農産物生産施設等の復旧、いわゆるビニールハウスだとかそういった施設、関連する施設になりますが、そういったものの復旧に向けた緊急支援事業の実施を決めたことから、市のほうにおきましてもそういった補助事業に対応できるよう、補正予算に計上したものでございます。

事業の内容等につきましては、現在国のほうから出ました要望調査のほうを行っておりまして、実際何件の方が申請するのかというのを今調査を行っているところでございます。現在、8名の方が相談を受けて行っているところであります。

事業の内容のほうにつきましては、国が10分の3の補助、市が10分の2、県のほうも支出が予定されるかと思いますが、現在のところ、そういった内容は県のほうは未定となっております。

今回、1,800万円という金額の根拠であります、これは10月1日現在で被害額が3,600万円でしたので、そういったものに、この現在予定しています補助率を掛けて1,800万円としたものでありまして、今後国等の補助事業の申請につきましては、一応そういった農家の要望を取りまとめまして申請を行う予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(島田和雄) 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） エアコンの設置ができるまでの対応はどのようなになっているかという
ことで、本市の工事の予定が５月ごろから約半年間ということで、夏の期間がありますの
でということでございますね。それで、千葉市の状況は７月１６日から８月３０日の４６日間を夏
休みとするというような、新聞等での記述を確認しております。本市につきましては、夏休
みの延長は現在のところ予定はしてございません。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員。

○１番（片桐文夫） 農業災害対策支援事業についてですけれども、引き続き、本市は基幹産
業は農業ですので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 答弁はよろしいですか。

片桐文夫議員の質疑を終わります。

続いて、林晴道議員。

○４番（林 晴道） それでは４番の林晴道、議案第１号、平成３０年度旭市一般会計補正予算
の議決について１点質問を行います。

議案書２８ページにございます、１０款５項２目、体育施設費３億１１４万８、０００円ですが、これ
は今前にお二方の議員よりありました、総合体育館の屋根と外壁の工事及び管理事業委託料
との補足説明等もありました。

具体的な事業の内容は今伺いをいたしました、この特に雨漏りの対応ということであ
りますけれども、劣化による雨漏りだというふうにおっしゃっていましたが、築、現在２１
年ですか、それで築１５年ぐらいから雨漏りが始まったということなんですけどね。僕今４１歳
で、２０代のころよくトレーニング施設を利用させていただいておりました。そのころから雨
漏りがあるんですよ。もうちょっとその辺のところをしっかりと教えていただかないと話に
なりませんので、具体的な雨漏りの状況をお知らせ願います。劣化によつての雨漏りでなく
て、雨漏りによつて劣化したんじゃないのかなと、そのように思うんですけれども、その点
をお伺いします。

工事の請負契約書ですか、瑕疵担保というのがございますね。瑕疵担保の責任の中で、引
き渡しを受けた日から２年以内ということでもいいんでしょうか。それから、故意または重大
な過失により生じた場合には、期間は１０年ということでもよろしいんでしょうか。１０年たつ前
から雨漏りがあるように感じますので、この辺は瑕疵担保責任によつて対応するべきではな

かろうかなと、そのように感じておりました。新たに事業を、大きい予算を組んでやるわけですが、根本的な原因が分からないと、また同じことを繰り返すんじゃないかなと、そのように思いますので、その点を詳しくお伺いしたいと、そのように思います。

また、財源の内訳で、地方債、その中でどのような種類であるものなのか。交付税の算入率ですか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、総合体育館の改修工事の関係で、雨漏りの状況と瑕疵担保の関係についてお答えいたします。

実際、雨漏り、先ほど瑕疵担保、重大な瑕疵が10年というお話があって、その前から雨漏りがあったんじゃないかと。確かに先ほど私、15年くらいたってから雨漏りがあったというふうに答弁しました。これにつきましては、屋根本体からの雨漏りが発見されたというのがだいたい15年程度ということで、実際は議員おっしゃったとおり、平成18年度ころから雨漏りが発生していました。

これ、調査しましたら、結局開口部、窓とか上の天窓がメインアリーナにはあるんですけども、そこからの雨漏りということで、これにつきましては、シーリング等で改修しまして改善されたということを聞いています。

屋根本体からの雨漏りについては、平成23年ごろからひどくなったということを聞いておまして、なかなか調査、施工業者に調査していただいたんですけども、なかなか発見ができなかったということで、今回設計業務の中で建築士と、それと屋根の診断士というんですかね、そういった方に設計業務の中で確認していただいて、屋根の表面にありますステンレス溶接鋼板、これにつきましては、若干の老朽化がありますけれども、これが一次防水ということで、最初の段階でそこで雨漏りの浸入を防ぐと。

その下に先ほど言いました防水シートというのが二次防水で下に張りつけてあるんですけども、やはりそれが劣化したということで、下に雨が漏れたと。雨漏りがしているというような判断がありました。そういったことで、今回カバー工法ということで設計のほう実際にやるような形になりました。

あと、瑕疵担保につきましては、先ほど言いました18年度、天窓等からの雨漏りということでしたので、これはシーリング等でほぼ改善されたというふうに判断しておりますので、これは契約条項の瑕疵担保には当たらないのかなというふうに認識しているところです。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 財源の面につきまして財政課からお答えいたします。

起債の種類でございますけれども、公共施設等適正管理推進事業債という名前の起債を活用いたします。充当率は90%でございます、交付税の措置率ですが、財政力によって増減がございます、30%から50%が交付税算入されますが、旭市の財政力ですと45%というふうに見られているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） この総合体育館の改修工事でありますけれども、今回の補正予算に計上した理由に、3月までに契約を締結した場合、消費税8%が適用されるとの説明もいただきました。繰越明許をつけて補正予算で事業を行うということは、それ以外に緊急性があるものであるのかと思いますけれども、その辺のところを教えていただきたい、そのように思います。

また、屋根の雨漏りの件なんですけれども、やはりどうしても市民感情としては、自分で新しく倉庫なり家を建てましたと、保証期間の間に雨漏りしましたと、そういうことで傷みが早くて、20年後に直さなきゃいけないとなった場合に、やはり自分でどうなのかなと思いますよね。やはり業者のほうにある程度しっかりとした原因の追究と、雨漏りがしない形にしてもらってから次どうしようかなと考えると思うんですね。その辺の市民感情をしっかりと分かってもらいたい、そのように思います。

また、この事業、新たに改修を行った後の瑕疵担保はどのようなことになるのか、その辺も伺いたいと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） まず、繰越明許、緊急性があるのかというご質問ですけれども、まず先ほど言いました消費税の関係、これは今年度中に契約することによって、消費税のほうは8%のままで工事のほうはできるということで、消費税法の特例措置で決められているルールになります。

緊急性につきましては、緊急性というよりも工期なんですけれども、今回屋根の工事と外壁の工事、これを一体的にやるということで、工期が約10か月ほどかかるような予定でおり

ます。足場等を解体すると、そういった工期を見ますと11か月ほどかかるのかなということから、早期に発注する必要がありましたので、今回補正で対応させていただきました。

あと、瑕疵担保につきましては、今回契約上は同じように瑕疵担保は引き渡しから2年、重大な瑕疵といいますか、それについては10年になると思います。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 例えば、今回原因が分からずに、また新たに改修を行いますが、やはり今まで改修だとか補修を行ってくれた業者が、また次にこの事業の契約を結ぶとかそういうことになった場合に、やはりどうしても施工の段階で、市民としては大丈夫なのかなという感情を抱くと思うんですよ。ですから、今回原因が分からずに発注をするということであれば、次の業者選定の段階でしっかりとした、そういう雨漏りがあった場合等の対応等を考えるべきではないのかなと、そのように思います。

あと、台風等のこの間の被害だと思うんですけど、海上コミュニティ運動公園のスコアボードですか、そういうものも壊れて、いまだ改修が行われていない状況であります。この事業、どのような基準で今回の改修、こういうものより優先をされて事業を行うのか、その辺を伺いたいと、そのように思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） 業者選定につきましては、これは一般競争入札でありますので、こちらから指名することはできませんので、申し訳ありませんがその辺はお答えすることはできかねます。

あと、海上コミュニティ公園のスコアボードの改修もまだ行っていないではないかというご質問がありましたけれども、現在、業者のほうに、遅くなりましたけれども、発注をかけているところです。ですから、間もなく修繕のほうできるかなというふうに思っております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第1号、平成30年度旭市一般会計補正予算についてご質問します。

まず5ページ、継続費についてであります。具体的な年度別の事業内容及び財源内訳に

ついて詳細にお伺いをします。

それから6ページ、繰越明許費でございますが、具体的な年度別の事業内容及び完了の時期についてお伺いします。

それから8ページ、地方債補正についてであります。利率についての文言についてお伺いをいたします。「当該見直し後の利率とする」と「当該見直し後の利率」の違いについて伺います。また、「融通条件による」とはどのようなことか、これは財政用語なのかお尋ねをします。

それから11ページ、普通交付税についてであります。普通交付税は8月に決定したと思いますが、平成30年度の普通交付税額の決定額と、昨年度の交付決定額、そしてその比較についてお伺いします。また、今年度の基準財政需要額に算入されている合併特例債や臨時財政特例債などの、市債分の算入額は幾らになっているのかお伺いします。

それから14ページ、電算業務委託料についてであります。電算業務委託料の具体的な内容についてお尋ねします。

それから31ページ、給与費明細書の一般職総括についてであります。補正後の中で再任用職員25名の給与職員手当などの金額及び1人当たりの年俸、年間の勤務日数、これを時間給にしたら幾らになるのかお伺いします。また、千葉県の最低賃金が出ておりますが、これは時間幾らになるのか、また、市では臨時職員も大勢いますが、一般的な臨時職員の1時間当たりの単価についてお伺いをします。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） ではまず私のほうから、1点目、5ページ継続費についてということで、具体的な年度別の事業、それから具体的な財源といったようなお話がございました。5ページを見ていただきますが、年度別の事業ということでございますが、基本的に今年度議決のほうをいただきましたら、3工種というご説明がしてありますが、こちらについては、建築、電気、軽設備等全て契約になった暁でありますけれども、まず市の前払い金の取扱要綱によりまして工事費の40%まで請求できるといったようなことから、この30年度、22億9,400万円計上してございますが、これについてはまさしく全ての業務については前払い金として契約金額の40%を予定していると。

31年度につきましては、別発注、別契約となりますが、先ほども回答のほういたしました

が、水道管の設置布設工事でございます、1,800万円、これについては別工事。32年度につきまして34億4,100万円、これは最終年度ということで、精算払い、出来高払いということで60%を予定しているものでございます。

財源ということでございました。31年度の水道につきましては、全て合併特例債のほう予定しております。手元に今細かな資料がありませんが、この工事については全て合併特例債対象となりますので、95%相当を起債として起こすと。残りの一般財源分については、庁舎整備基金のほうで充当を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは8ページの繰越明許費の土木費に……

（発言する人あり）

○建設課長（加瀬喜弘） 失礼しました、6ページです、失礼しました。

最初に年度別の事業ということでございます。詳しい資料はございませんが、平成28年、29年と水路の関係は業務委託を出しまして、30年度から事業を実施しているところです。今回電気施設の移設の関係で、不測の事態が生じまして、繰り越しをお願いするということでございます。計画としましては、来年の1月に発注をいたします。発注し、31年度中の完成を目指しております。水路の延長については、約180メートルということでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 繰越明許費の事業内容ということでございまして、まず30年度でございまして、実施設計業務を発注する予定でございまして、こちらにつきましては、小学校につきましては3,377万2,000円を計上してございます。中学校につきましては1,477万6,000円を今回の予算に計上してございます。

その次に、設計が終わりましたら、平成31年5月から6月の期間に工事を発注したいと考えております。その工事につきましては、小学校で予算計上上の金額でございまして、7億1,808万円と、中学校で3億5,640万円を発注する予定でございまして、こちらの工事の完了めどにつきましては、平成31年度12月ごろを目指しております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、繰越明許費の社会体育施設改修事業についてご説明

いたします。

この工事につきましては、まず年度内に発注して、契約までする予定でありまして、全額繰り越しいたしまして、工事の完成時期は、来年度の２月ごろを完成予定と見ています。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私から８ページの地方債ということでお答えを申し上げます。

２点ございました。一つは文言の表現ということでのお尋ねでございます。「利率とする」ということと「融通条件」ということのお尋ねでございました。「利率とする」というのと「利率」ということで打ち切っているものでございますけれども、中身は同じものでございます。他意はございません。

それと「融通条件」ということのご質問がございました。これにつきましては、借り入れの相手方でございます金融機関、その貸し付けていただく場合の利率ですとか、貸し付けの期間ですとか、償還の方法、こういったものを総合的に言う表現として「融通条件」という言葉を使っているものでございます。８ページは以上でございます。

続いて、９ページのほうの普通交付税についてのお尋ねがございました。まず、平成30年度の決定額ということでございますが、30年度の普通交付税の決定額は、77億3,820万5,000円でございます。もう１点、公債費の額、合併特例債を中心とした公債費についての数字というものもございました。交付税の中で公債費の分として算入されている額でございますが、30年度で申し上げますと21億6,315万5,000円でございます。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 申し訳ありません。答弁が漏れておりました。30年度の交付税と29年度の交付税の決定額の比較でございます。30年度は先ほど申し上げたとおりでございます。29年度の決定額は、79億6,695万4,000円でございます。比較いたしますとマイナスでございます。マイナス２億2,874万9,000円の減となっているものです。

以上です。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、14ページ電算システム運用事業の電算業務委託料につきまして、具体的な内容についてということでございました。

これ、三つのシステム改修が合計されておりますが、一つ目としましては国民年金システム、産前産後期間中の保険料の免除制度及び年金生活者支援給付金制度に係るものの改修がございます。二つ目として、健康管理システムでは、成人検診に係る検診項目の追加に伴うものでございます。三つ目は税務システムでございますが、法務局と交換する固定資産情報の電子ファイル化に伴うものでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、6番目の31ページ、給与費明細書の一般職総括についてということで何点かご質問いただきました。高橋議員、大変申し訳ありませんが、質問要旨、具体的に通告ありませんでしたので、今この場では答弁できないこともありますので、後でお答えする部分もありますので、よろしくお願いします。

まず1点目、1人当たりの人件費ということでございました。

（発言する人あり）

○総務課長（飯島 茂） 分かる分だけ言って、休憩後というわけでは。分かる部分だけ今答弁して、休憩後で……

（発言する人あり）

○総務課長（飯島 茂） はい、じゃ、分かる分だけ初めに、じゃ、お願いします。

○議長（島田和雄） それでは、質疑の途中でありますけれども……。

○総務課長（飯島 茂） はい、じゃ、正確になりますので。

○議長（島田和雄） 11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時 2分

再開 午前11時15分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、答弁させていただきます。休憩を挟んでいただきましてありがとうございます。

ではまず1点目、再任用職員25名ありますが、その人件費総額ということで回答いたします。合計で5,512万9,000円ほどでございます。1人あたりにいたしますと220万5,000円ほど。それから、日数ということがございました。現在旭市では再任用職員、基本は週3日として、年間の勤務日数は156日となります。4点目、それを時給に置き換えた場合、幾らかということでございます。1,834円となります。5点目、県の最低賃金はとのお尋ねでございます。今年度895円でございます。最後、市の臨時職員の単価をと。高橋議員もご承知のとおり、いろいろ職務によって賃金単価は違ってありますが、標準的というような中で、一般事務としての時給、920円でございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問をします。

継続費でございますが、この建設工事は31年度からとのことでありますが、入札や契約の議決などの詳細なスケジュールについてお尋ねをします。

それから、6ページの繰越明許費でございますが、先ほどエアコンですか、12月までに設置完了ということでございますが、ここで予算、通るわけですね。そんな中で、設計ですか、もっと早めれば早くできるんじゃないかと思うんですが、そういう中で、設計を含めた入札ですか、それらはどういうふうになるのかお尋ねします。

それから8ページ、地方債の補正の、先ほどの文言の件でございますが、なぜこれが見直し後の利率とそれから見直しということに、この予算書が出てきた中で変わっちゃうのか。それと同時に、これは融通ということになって、融通というのは一般的にやりとりというような言葉に使うんですね。貸し借り、お互いに融通する。それで、普通、例えば金融機関でも、金を貸すときは「融資条件」とかそういう文言を使っていると同時に、また他市では「融資条件」ということになっているのに、それが旭市では何で「融通条件」になるのかをお尋ねします。

それから次に、11ページの普通交付税でございますが、合併時と比較した交付税の増減額ですか、これと、また、面積・人口・道路などの分野、病院、それから市債の三つに大きく分類した算入分はどのようになっているのかをお尋ねします。

それから14ページですか、先ほど説明いただきましたが、この前の補足説明では、国民年金という説明があったわけですよ。そういう中で、先ほど国民年金ということも少しありましたが、この国民年金は、市町村では今取り扱いをしていないと思うんですよ。そういう中

で、なぜそのような改修を行うのか、また、市で国民年金の事務の取り扱いはどういうふうになっているのかをお尋ねします。

それから31ページですか、給与費明細書の一般職総括についてであります。再任用職員、時間給にしたら1,834円、県の最低基準から見ても倍。それからこの臨時職員、一般的な臨時職員から見ても倍になっているわけなんですね。かなり職員は優遇、そういう中で再任用はかなり優遇されていると思うんですが、ただ、再任用職員、単純な仕事をほとんどの人がしていると思うんですね。中にはシルバーセンターなんかの職員が行っている業務と同じような仕事をしているんですよ。そういう中で、行革の面から考えても、これはむしろこの再任用職員については、単純な仕事じゃなく、ある程度専門的な仕事を行うような必要があると思うんですが、その辺についてお尋ねします。

以上で、2回目は終わります。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では1点目の継続費についての再質問でございます。詳細な今後のスケジュールといったようなお尋ねでございました。本義会におきまして、この継続費の総額、または年度割額の議決をいただきましたら、1月に入りましたら早々に入札公告に入ります。相当大きな事業でございますので、ある程度入札公告の期間等を取りまして、具体的にいつかというのは別としても、3月中には仮契約を結ばせていただきたい。そして、3月定例議会、追加提案になろうかと思いますが、そちらで契約案件の議決を賜ればと思っています。ところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 設計のほうの詳細な発注時期ということで、平成31年12月までに完了とすることを含めてということでございました。

補正予算可決後に入札の手続きを直ちにとります。とりまして、今予定しております入札の時期に関しましては、最短で入札が1月30日になる予定でございます。そうしますと、契約は2月6日を予定しておりまして、この2月6日から起算しますと、年度内でございますと約2か月を切ってしまいまして、設計期間として短いということでございます。いろいろ細かい調査等しませんが設計のほうできませんので、それで実施設計の完了を5月というふうに考えております。5月からまた工事の入札の期間を取りまして、12月の完了を目指すと

いうこととございまして、設計段階でいろいろな問題等出てくるかもしれません。なるべく早く設置できるようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 地方債のところの文言の件についてまずお答えを申し上げます。

「利率とする」というのと「利率」ということで打ち切っている言葉の、なぜそうなっているかということとでございますが、すみません、特に他意はないというふうに先ほど申し上げたとおりで、従前から追加するときに「とする」というふうに入っていたり、そのような違いがあったというのが事実でございます。この言い方がもし紛らわしいということであれば、今後きちんと統一していきたいと思っております。内容については同じものでございますので、ご理解を賜ればと思います。

もう1点、地方債のほうで、やはり言葉の話で、旭市で使っております「融通条件」という言葉、ほかの団体では「融資条件」という言葉を使っているというご質問がございました。これにつきましても、旭市が使っている「融通条件」という表現につきましては、合併前から使っていたものをそのまま踏襲しているということとございまして、「融資条件」と同じ内容ということで、ご理解いただければと思います。地方債のほうは以上です。

あと、交付税のほうでご質問がございました。合併時と比較してどうなっているかというご質問でございました。今回補正予算として交付税を財源出しておりますことからのご質問かと思われますけれども、30年度の分析につきましては、ちょっと分析するための資料がまだ国から入手できていない部分がございますので、申し訳ありません、平成29年度は分析ができておりますので、その29年度と合併時の数字ということでお答えをしたいと思います。

まず総額でございますが、合併時といいますか18年度ということですみません。18年度の普通交付税の額で申し上げます。普通交付税の18年度の額は66億1,160万8,000円でございます。平成29年度の普通交付税は79億6,695万4,000円とございまして、増減としましては、プラス13億5,534万6,000円でございます。

さらにその内訳として大きく三つというような形でのご質問がございました。まずは面積ですとか人口ですとか、そういった基礎的な部分といいますか、そちらについての比較というご質問でございましたが、その面積や人口といった基礎的な部分につきましては、平成18年度が49億9,787万2,000円、29年度が43億6,755万2,000円、増減としましてはマイナスです。マイナス6億3,032万円でございます。内訳の二つ目としまして、病院分というお尋ねがご

ございました。病院分につきましては、平成18年度が9億4,789万円、29年度が15億3,832万6,000円、増減としましては増です。5億9,043万6,000円です。内訳の三つ目としまして、市債というお言葉がございました。公債という名前で申し上げますけれども、公債費、平成18年度は5億3,035万3,000円、29年度が20億6,107万6,000円で、増減はプラス15億3,072万3,000円です。

以上です。

○議長（島田和雄） 保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） それでは、国民年金はもう市町村の仕事ではないのではないかとのことですけれども、議員おっしゃるように、国民年金は基本的には国の直轄事務でございます。しかし、例えば年金の申請、資格の取得、喪失など、一般的な事務に関しては、法定委任事務ということで、市町村のほうへ投げられているというような状況でございます。その中で、今回、電算業務委託の中の保険年金課所管の委託料としましては、財源内訳にあります国庫支出金の中の137万1,000円、これは国から交付されるんですが、これに対応するものでございます。

1件目としましては、来年10月から消費税増税に併せ、年金所得者の支援策といたしまして、年金額に上乗せして給付金を交付するための電算システムのテスト費用の25万9,000円と、あともう1件は、来年4月より国民年金の1号被保険者に対しまして、産前産後期間の保険料が免除になる制度に対応するためのシステム改修費として111万2,000円の2件を合わせた137万1,000円全額が、委任事務ですので、国から交付されるということになっております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは私のほうから、最後6点目になりますが、先ほど再任用職員についてほとんど単純な仕事しかしていないと、もっと専門的な仕事をさせるようにといったようなご意見でございました。

高橋議員、重々ご存じかと思いますが、まず再任用制度、年金制度が65歳に段階的に引き上げられたことによりまして、雇用と年金の継続性ということで、退職した職員が年金をいただけるまで雇用を希望した場合には再任用をなささいといったような基準がある中で旭市も行っているところでございます。

先ほどの単純な仕事という中で、旭市では、実はこの制度を始めた段階において、先ほど

やはり働き方の日数を申し上げましたが、週3日というようなことで、旭市の再任用制度、スタートしたところでございます。近隣であれば、銚子市だったり匝瑳市だったり週5日といったような状況もあるようでございますが、週3日の中ではやはりなかなか責任を持った仕事をしていただくというのは、特殊性のある仕事であれば別ですが、厳しいなという状況でありまして、確かに高橋議員おっしゃるとおりでございますが、市長のほうから来年度以降、現在の週3日プラス希望者には週5日といったようなことも制度として取り上げる中で、職員のほうに責任を持った仕事をしていただくといったようなことを考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、普通交付税について再度質問します。

今、答弁をいただきましたように、交付税の中身を見ますと、市債の算入分や病院の算入分が多くなっているわけです。その反面、面積・人口・道路などの算入分が減っているわけですね。ですから実質、借金の算入分と病院の繰り出し分が増えた中では、結局俗に真水の自由に使える金がなくなっているんじゃないかと思うんですが、そういう中でどういうふうに考えているのかお尋ねしたいと思います。

それと、31ページの給与費明細ですか、総務課長から答弁ありましたように、やはり一般的に見たら、職員の再任用、約倍の時間給になっているわけですよ。みんなから見たらやはり理解できない部分があるんですよ。そのためには、やはり理解できるような給与体系ですか、勤務を含めた給与体系ですか、その辺をぜひ検討していただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 地方交付税についての質問にお答えいたします。質問の中では、市債や病院の額が増えているので、そのほかの部分が減っているのではないかと、いわゆる真水の部分が減っているのではないかというご質問でございました。

この件につきましては、これまでも何度もお答えしているかと思います。地方交付税につきましては、既にご案内のとおり、大きく分けまして基準財政需要額を二つの要素で計算しております。一つは、ご質問の中にもありましたように、人口ですとか面積等で計算する、いわゆる基礎的な部分と申しますか、そういった部分がございます。これは全国どの団体でも同じように計算していきます。人口とか面積に比例で計算していきます。

一方で、もう一つの部分がございまして、それは、公債費ですとかに代表されるような部

分なんですけれども、その団体の特殊性によって金額を加えるという部分でございます。例えば病院のベッド数があるですとか、起債の数字で償還額があるですとか、そういったその団体、団体によって個々の内容に応じて増減するもの、その二つによって地方交付税の需要額は計算が成り立っております。

基礎的な部分につきましては、ご質問の中でもございますが、確かに減っている部分はあるかと思えます。ただ、これは、旭市だけではなくて、ほかの団体も同じように減っているものでございますので、そこのところはまずご理解をいただきたいと思えますし、旭市の特殊性と申しますか、事情に応じて加算される公債費の部分などはきちんと計算されているということです。決して病院へ出す額が多くなったから、公債費の部分が多くなったから真水の部分が減っているのではないということは、ご理解を賜ればと思えます。

以上です。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では再質問についてお答えをさせていただきます。

高橋議員は再任用職員、倍の時間給等をいただいているだろうと、理解できるような勤務体制をとるというご意見でございます。制度としては、まず、言いわけと申しますか、制度としては、臨時職員と申しますのは、基本的には補助的な作業であったり単純作業等であろうと。

実際、市の再任用職員につきましては、先ほど申し上げましたように、基本的な考えは、雇用と年金の継続でございますが、さらにもう1点、まさしくそういった退職者はOBでありますので、多様な知識、経験の活用といったようなことも国の考えでございますので、そこら辺に見合った、給与に見合った、そしてそういった知識、経験を生かすための職場のほう、検討させていただきたいと考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第6号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ここでは、人事院勧告について伺いたい、そのように思います。

国の人事院勧告及び千葉県人事委員会の勧告の趣旨に基づき、旭市職員の給与等を改正するとのことでございますが、旭市職員の給与改正の大もととなる国及び県の勧告制度の基本的な考え方、意義だとか特にその役割についてお尋ねをいたします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、人事院勧告の基本的な考え、意義と役割といったようなことで答弁をさせていただきます。

まず、人事院勧告制度でございますが、国家公務員は憲法で保障された労働基本権が制約されているため、その代償措置として行われるものでございます。勧告は、情勢適応の原則、勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、適切な措置を講じなければならないといったことでございますが、情勢適応の原則に基づき、国家公務員の給与水準を民間の給与水準に合わせ、国家公務員の適正な処遇を確保しようとするものであり、毎年8月に国家公務員法第28条に基づき、国会及び内閣に対して行われております。

趣旨を同じくして、地方公務員の給与につきましても、地方公務員法第14条情勢適応の原

則に基づき、人事委員会が議会及び長に勧告することができるとされております。

千葉県では、県人事委員会が県職員の給与等に関し、毎年10月に勧告を行っております。

なお、人事委員会は、都道府県及び指定都市、県内では千葉市だけでございますが、条例で置くものとされておりますが、旭市にはございません。

そのような中で、国は毎年、地方公務員の給与改定等に関する取り扱いについての総務副大臣通知により、人事委員会を置かない市及び町村は、都道府県人事委員会における公民給与の調査結果等を参考に適切な対応を行うよう要請されているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） また再度詳しく伺いますけれども、国の人事院勧告及び千葉県人事委員会の勧告の手順とか調査の対象、また比較方法など、決定に至るまでの経緯について詳しくお尋ねをいたします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、手順、経緯等ご質問ございました。回答させていただきます。

まず、民間給与の調査でございますが、人事院と県人事委員会は、共同で毎年職種別民間給与実態調査を実施しておりまして、月例給につきましては4月分の給与を、賞与につきましては毎年8月から当年7月まで、要は1年間の支給実績を調査しております。

調査対象事業所は、企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上でございます。人事院は全国1万2,500の事業所、母集団といいますが、その対象事業所は5万8,400事業所あるようでございますが、その21%ほどになりますけれども、無作為抽出で1万2,500事業所を調査している。県人事委員会は県内の386事業所、母集団は1,895事業所あるようでございますが、同じく20%ほど無作為抽出で調査を行っているところでございます。

民間給与との比較は、単純に両者の平均値ではなく、役職段階、学歴、年齢等を同じくする者同士の給与を比較しているものでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 比較方法、その対象等を伺いました。そこで担当課として、人事院総裁の談話とか、それから近年の人事院勧告の傾向に対する考えについてどのように思われているのかを伺いたい。それから、これ一般質問でも入れてありますので、それ以降のことは

その一般質問のほうでさせていただきたい、そのように思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 人事院勧告についてどのように思っているかという質問でございます。

先ほど言いましたように、公務員には労働基本権がないと、そのような代償措置の中で民と公ですか、その給与の格差を埋めるための制度でございます。

労働基本権、例えば我々公務員には組織権ですか、職員団体を、一般職員は組織できますが、例えば規律を重んじる消防職員なんかは組織することができない。それから、交渉権、通常の交渉はできますが、交渉に基づく協定締結権、やはりこれは制約をされております。一番の制約は、争議権、よくいう春闘等でストライキというのがありますが、公務員にはそういういったところも保障されていないという中で、人事院勧告または千葉県人事委員会勧告でございます。

そこら辺の趣旨を重んじて、旭市についても同様の改正等を今後行ってまいりたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第7号直接審議（先議）

○議長（島田和雄） おはかりいたします。議案第7号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決めるにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島田和雄) ご異議なしと認めます。

議案第7号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議すること
に決しました。

議案第7号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第7号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起
立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第7号は同意することに決しました。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長(島田和雄) 日程第2、常任委員会議案付託。

これより、各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第6号の6議案を、お手元に配付してあります付託議案分担表の1、
議案の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、13日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第3 常任委員会請願付託

○議長(島田和雄) 日程第3、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第3号の1件であります。配付漏れはありま
せんか。

(「なし」の声あり)

○議長(島田和雄) 配付漏れないものと認めます。

これより、常任委員会に請願を付託いたします。

請願第3号の1件について、お手元に配付してあります付託議案等分担表の2、請願の部

のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました請願は、13日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第4 常任委員会陳情付託

○議長（島田和雄） 日程第4、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第4号の1件であります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 配付漏れないものと認めます。

これより、常任委員会に陳情を付託いたします。

陳情第4号について、お手元に配付してあります付託議案等分担表の3、陳情の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました陳情は、13日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（島田和雄） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回は6日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午前11時50分